

高齢者補聴器購入費の一部を助成します



～聞こえを支えて、毎日の安心とつながりを～

利府町では、耳が聞こえずらくなり、日常生活に不便を感じている65歳以上の方の補聴器の購入費を助成します。

助成額

上限 **3万円**

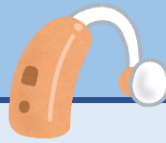
助成回数

片耳、両耳問わず
1人1回限り

⚠重要

**購入前に申請
が必要です！**

対象となる方



以下の要件のすべてを満たす方

- 利府町に住所を有する65歳以上の方
- 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方
- 両耳それぞれの聴力が40dB以上で、医師から意見書をもらうことができる方
- 町税の滞納がない方

助成の対象経費

医療機器認定の 補聴器本体の購入費

- ※診察料、検査料、付属品等は対象外です。
- ※認定補聴器技能者が在籍する専門店からの購入に限ります。
- ※集音器や通販で購入した補聴器は対象になりません。

聞こえのチェックリスト

- 会話をしているときによく聞き返す。
 - 後ろから呼びかけられると、気づかないことがある。
 - 聞き間違いが多い。
 - 話し声が大きいと言われる。
 - 見えないところからの車の接近に気づかない。
 - 電子レンジなどの電子音が聞こえない。
 - 耳鳴りがある。
- が1～2個 実生活で困ることがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
- が3～4個 耳鼻咽喉科で相談してみましょ。
- が5個以上 早めに耳鼻咽喉科を受診することをお勧めます。

↓ ホームページ



申請の流れ
については
裏面をご覧
ください。

お問い合わせ

利府町 保健福祉部 健康推進課 長生き支援係
〒981-0133 利府町青葉台1丁目32番地(保健福祉センター内)
TEL:022-356-1334 FAX:022-356-1303

～お手続きの流れ～

① 申請書類の準備

↓ ホームページ

保健福祉センター窓口やホームページからダウンロードし、以下の申請書類を準備します。

- ・利府町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)※以下「交付申請書」
- ・利府町高齢者補聴器購入費助成金医師意見書(様式第2号)※以下「意見書」



② 医師意見書の準備

耳鼻咽喉科を受診し、補聴器が必要と診断された場合には、①の町指定様式「意見書」を医師に書いてもらいます。

※診察料や意見書の作成費用については**自己負担**です。

※意見書作成から**3か月以内**に申請まで手続きを進めてください。

③ 見積書の準備

②で書いてもらった意見書を持参し、補聴器販売店で購入したい補聴器の見積書を作成してもらいます。補聴器本体の種類・名称、本体以外の経費がそれぞれわかるものであれば、見積書様式は問いません。

認定補聴器技能者が在籍し、対面で販売・調整ができる販売店からの購入に限ります。
必ず購入前に販売店に確認して下さい。※通信販売での購入は対象外です



↑ 認定補聴器技能者在籍店舗

④ 申請書の提出・交付決定

保健福祉センター窓口(健康推進課 長生き支援係)へ以下の申請書類を提出します。

- ・①の交付申請書
 - ・②の意見書
 - ・③の見積書
 - ・申請内容を審査し、該当すると認められる場合には、交付決定通知書をお送りします。
- ※申請書を提出してから交付決定までに2～3週間程度を要します。

⑤ 補聴器の購入

- ・交付決定通知書が届いたら補聴器を購入します。
 - ・補聴器販売店で補聴器を購入し、購入店舗から領収書してもらいます。
- ※領収書は、申請者の氏名、購入日、購入品、型番、金額、発行者がわかるものであれば、様式は問いません。

⑥ 請求書の提出・助成金の交付

保健福祉センター窓口(健康推進課 長生き支援係)へ以下の書類を提出します。

- ・決定通知書に同封の「利府町補聴器購入費助成金請求書」
 - ・決定通知書に同封の「アンケート用紙」
 - ・⑤の補聴器の領収書
 - ・振込先の通帳の写し
- ⇒助成金請求書の提出から2～3週間程度で助成金をご本人の口座へお振込みします。